

磐田市告示第55号

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請」、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付」の部の市長が定める機関を次のように定める。

令和7年3月26日

磐田市長 草地 博昭

申請の区分	市長が定める機関
非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録住宅性能評価機関 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の非住宅部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の住宅部分に係る申請	登録住宅性能評価機関 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（注）1 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

（注）2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

附 則（令和7年3月26日制定）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年磐田市告示第63号は、令和7年3月31日限り廃止する。